「第4次多摩市生涯学習推進計画(素案)」 に関するパブリックコメント実施要領

1 件名

第4次多摩市生涯学習推進計画(素案)に関するパブリックコメント(市民意見) 募集

2 目的

本パブリックコメントは、「第4次多摩市生涯学習推進計画」を策定するにあたり、 以下の2点を目的として実施します。

- (1)広くその内容を公表し、市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で 定める市民参画の機会を保障すること
- (2)市民から提出された意見等を考慮し、第4次多摩市生涯学習推進計画(原案)を決定すること

3 事業内容

本計画は、市民1人ひとりの「学習プロセス」を応援することで、課題を乗り越え、 自らの可能性を広げようする人を増やすことを目指します。第4次多摩市生涯学習推 進計画策定委員会、市民アンケート・ワークショップなどでの市民意見を踏まえ、「第 4次多摩市生涯学習推進計画 (素案)」としてまとめました。

今回のパブリックコメントを踏まえて、本計画の原案を決定します。

4 閲覧資料

- (1) 第 4 次多摩市生涯学習推進計画 (素案)
- (2) 第 4 次多摩市生涯学習推進計画 (素案) 概要版

5 閲覧場所

- (1) 市役所 4 階 文化·生涯学習推進課
- (2) 市役所1階ロビー
- (3) 市役所第二庁舎1階行政資料室
- ⑷ 図書館本館
- (5) 聖蹟桜ヶ丘駅出張所
- (6) 多摩センター駅出張所
- (7) 永山公民館
- (8) 公式ホームページ

6 対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等 (多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」等)

7 意見募集期間

令和2年11月11日(水)から令和2年12月2日(水)まで

8 意見の提出方法・提出先

タイトル「第4次多摩市生涯学習推進計画(素案)への意見」、住所、氏名及び意見を記入し、12月2日(水)必着で以下のいずれかの方法により提出いただきます。

- (1) 文化・生涯学習推進課窓口(市役所4階)への直接持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 公式ホームページのインターネット手続き
- (5) 「5 閲覧場所」に設置してある意見投函箱への投函
- ※窓口への持参は、代理人によるものも含む
- ※ファクシミリの場合は、送信後に要連絡
- ※インターネット手続きの場合、送信後4日以内に受領メールが届かないときは要連絡

9 意見の取扱い、公表方法

公平性を確保するため個別の対応はせず、意見募集期間の終了後、全ての意見について整理した上で、市の考え方を付したものを、令和3年1月末までに行政資料室及び多摩市公式ホームページ等で公表します。

※いただいたご意見は、氏名、住所を除き公表する場合があります。

10 その他必要な事項

- (1) 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。
- (2) 記入漏れ、電話、口頭での意見は、パブリックコメントとして取り扱いません。